

福知山市入札監視委員会（平成27年度第1回）議事概要

開催日時及び場所	平成27年7月8日（水） 午後2時25分～4時30分 福知山市市民交流プラザふくちやま3-2・3-3会議室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（元大学教員）	
議 事 概 要	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度格付基準等について</li> <li>・施工箇所が点在する工事の積算方法の施行について</li> <li>・平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価及び設計材料単価の運用に係る特例処置について</li> <li>・平成27年度から入札・契約制度を見直します</li> <li>・入札時における工事費内訳書の提出について</li> <li>・建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う施工体制台帳の提出について</li> </ul> <p>2 議事</p> <p>(1) 平成26年度（10月～3月）の入札・契約の実施状況について</p> <p>(2) 抽出工事に関する審議について</p> <p>(3) 次回抽出委員の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伊多波委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）</li> </ul> <p>(4) 次回開催日程の調整</p> <p>平成27年11月25日に開催予定</p>	
審 議 対 象 期 間	平成26年10月1日 ～ 平成27年3月31日	
条件付一般競争入札	2件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委 員 会 意 見 の 内 容	<p>競争性が保たれる業者数にしていきたい。</p> <p>変更金額が高い場合は、協議であっても後から検証できるように議事録を残していきたい。</p> <p>随意契約ガイドラインの重要性を踏まえて契約していきたい。</p>	

## 別紙

「2 議事（1）平成26年度（下半期）の入札及び契約手続きの運用並びに実施状況について」

意見・質問	回答等
○特になし	

「2 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係

1 下水工第4号 和久市第一ポンプ場沈砂掻揚機更新工事

・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
○辞退の理由は何か。また、工期の延長はそれによる影響があるのか。	辞退理由は、積算金額が予定価格を超過するためである。工期の延長は、受注者が安全対策のため2本の水路を片方ずつやりたいということで延長した。したがって工期の延長とは関係がないと考えている。
○予定価格と落札されなかった企業の入札額がほぼ同じだが偶然なのか。	予定価格公表案件のため、予定価格付近の入札をされたのではないかと思われる。
○機械器具設置の登録業者は何者か。	機械器具設置の登録業者で経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値が690点以上の業者は172者。さらに特定建設業許可業者並びに監理技術者を専任で配置できる業者は113者である。 〔機械器具設置の登録業者は市内業者13者、府内業者22者、府外業者165者〕
○入札参加資格有り業者が3者では競争性が保たれていないと思うがどうか。	対象113者中、申請されたのが3者ということで、各者が見積もりした結果であるので競争性は保たれたと考えている。
○結果的には3者となっているので競争性は保たれていない。明らかに参加条件が厳しすぎる。条件を見直すなり競争性が保たれるよう努力をお	金額的にA等級であり、監理技術者の専任などは建設業法で必要であるため、工事の品質確保のためにはこれよりも条件を緩くするわけにはいかない。

<p>願いたい。</p> <p>○A等級ではなくB等級にはできないか。</p> <p>○水 ing 株式会社は商社でメーカーから購入し設置する会社なのか。</p> <p>○取扱い業者は日本に何者くらいあるのか。日本で扱っている会社が少なければ、業者数が少なくてもやむを得ない。そういう情報は掴んでおかれたほうがよい。</p>	<p>市の発注標準からいくとこの金額はB等級とはならない。</p> <p>品質確保のために、690点が最低ラインであったと考えている。</p> <p>水 ing 株式会社はメーカーである。</p> <p>[プラント施設の対応が可能なメーカーなら扱えるため、日本での業者数は把握できていないが、今後も引き続き情報収集に努めていきたい。]</p>
--	---

2 都計第45号 多保市正明寺線（高畑工区）橋梁下部工（P1橋脚）工事

…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○変更契約について説明してほしい。</p> <p>○設計時に想定できなかったのか。またいつごろ変更が必要といたのがわかったのか。</p>	<p>水を締め切るために矢板を打ち込むが、岩盤が想定以上に強固であったため、単位枚数あたりの打設日数の見直しをおこなった。また、根入長を減長し、0.5mとした。さらに床掘工法を普通土砂の扱いから岩掘削にかかる大型ブレーカの掘削へ変更した。洗掘があり、埋立て土砂の量が増量した。労務単価の見直しを行った。</p> <p>ボーリング調査の結果をふまえ、一定の硬さの岩盤が出ることは想定し設計をしたが、それ以上の硬さであったため変更した。12月末から1月初めに矢板を打ち始</p>

<p>○昨年も同じような工事があるが一括でという考えはなかったのか。</p> <p>○同じような工事でも変更が出ている。その時に想定できなかったか。</p> <p>○業者が言ったから変更をしたのか。岩盤が硬いということを見込んで入札をした業者があれば、入札の結果が変わったかもしれない。予定より硬いものが出たからということだと、公共工事の公正さや質の高さなどに疑問が出る可能性もあるのではないか。</p> <p>○協議というのはどのようなものか。委員会を設置したのか。また、議事録は作成しているのか。</p> <p>○他の工事でも変更が多いが、すべて担当者が協議という形で済ましているのか。</p> <p>○金額が多い場合は協議であっても議事録を残すなど後から検証できるようにしていきたい。</p>	<p>めて作業効率がかなり悪いということであった。</p> <p>河川内の工事であり、非出水期（11月から5月末）にしか工事できない。一括で行うと1出水期内に完成できない。</p> <p>岩盤が硬いということは想定しドリルによる特殊工法を当初から採用していたが、それでもさらに岩盤が硬く変更となった。想定が甘いといわれればそうかもしれない。</p> <p>今回の変更については本当にそういう状況か踏まえてきちんと協議をした結果の変更である。業者が言ったから変更というわけではない。</p> <p>委員会は設置していない。工事打合せ記録簿や工事指示書により変更をした。議事録は作成していない。</p> <p>変更については変更ガイドラインを作成し、基準を設けている。それに則って変更しているが、自然相手ということもありそういう場合は変更前に協議をし決めている。</p> <p>[変更ガイドラインで対応できない内容で、契約監理課に相談があった場合は、一連の議事録を作成するよう指導していきたい。]</p>
---	--

○土木一式のA等級は全部で何者か。	土木一式のA等級（市内に本社・本店有り）は34者（平成26年度の格付による）
-------------------	--

### 3 子育第49号 堀児童館災害復旧工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
○辞退者が多いが、11月でも対応しきれなかったのか。	技術者の確保が困難という理由で7者、予定金額を超過するというのが1者、計8者が辞退となっている。8月豪雨を受けて、災害復旧最優先で取組み発注する中、甚大な被害を受ける中での受注者側の落札意欲の低下や需給バランスのずれがある中での結果ではないかと思う。
○指名理由に地域性となっているが、地域を広げるといふことは考えられなかったか。	地域性より対象地域の小学校区から5者、回数調整によるものが5者の計10者の指名である。被災エリアの業者も5者入れた中での結果である。
○10者では競争性が保たれないのは分かっていると思う。なおかつ業者の状況も知っている。条件を限定しすぎている。競争性を担保することへの意識が低い。指名回数の調整は恣意性も入ることなので今後はやらないで競争性を保つような業者数にしていきたい。	指名回数の調整であるが、受注機会を均等にするという取組みである。競争性が保たれるように平成27年度より始めた取組みもあるが、こういった状況を踏まえて検討していきたいと思う。
○水害を受けた場所は集中している。福知山全体を見れば自由に動ける業者もある。被害の集中したところの業者にしかも10者に限って選べば辞退がでるのも予測できる。災	[災害復旧で施工エリアが集中し、発注件数も多くなる状況の場合等、通常事業を実施する時と違う場合は、競争性が確保できるよう選定業者数を判断していきたい。]

<p>害復旧時で工事が集中する時期であるほど間口を広げて競争性を確保すべき。受注機会の均等は後順位でよい。</p>	
---	--

4 農管第122号 奥榎原地区災害復旧工事（その3）・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○入札額が予定価格でそこに4者が重なっているがこれは想定されていたのか。案件3の堀児童館災害復旧工事と状況は同じようなことだったのか。</p>	<p>辞退者が7者あり、技術者の確保が困難であるという理由が6者、予定価格を超過するが1者となっている。応札した4者がすべて予定価格での入札ということについては、予定価格から最低制限価格までの範囲内が応札される額であるので想定の範囲内ではある。農林土木の災害復旧であり、土砂を動かす仕事であることや市道の復旧工事等とは違い現場まで仮設道路を設置し、さらに施工場所が個人の土地であることもあり落札意欲が低かったのではないかと推察される。</p> <p>災害復旧であり、応札の状況・傾向としては案件3と同じである。</p>
<p>○地区限定、土木一式B・C等級で最終的に4者が応札というのは不思議ではない。これだけ地域を限定し、等級を限定しているということは、相談してくれといっているようなものだ。今後はないように指名業者数を増やすという努力をしていただきたい。このような等級を決めて何者か選定し地域も限定するようなやり方は平成27年度以降も出てくるのか。</p>	<p>基本的には変わっていないが、たとえばB等級対象工事であれば小学校ではなく、中学校区から選定するなどより広い範囲で業者数を確保する取組みを進めている。今回の工事の場合はC等級の対象工事であり基本的には同じ形である。</p>

5 教公第 31 号 市民交流プラザふくちやま市民交流スペース改修工事・・・随意契約

意見・質問	回答等
<p>○工事内容から熟知しないといけないようなものではないように思われるが。スクリーンは新しいものにしたのか。プロジェクターを移設したということだが、このような金額になったのはなぜか。遮光カーテンはどれくらいのものをつけたのか。</p>	<p>工事費について、足場と仮設の費用がかかった。スクリーンは電動のロールスクリーンで、下に下げれば巻き上げる量が増えるため、再利用ができず取り替えた。カーテンについては遮光能力の高いものにした。カーテンについては3者から見積りを取り最安値のものに掛け率をかけて採用している。</p>
<p>○随意契約だが、地方自治法施行令のどの条項か。</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のその性質目的が競争入札に適さないを適用している。</p>
<p>○どの性質・目的がどのように競争入札に適していないのか。随意契約の理由のひとつに熟知しているというのがあると思うが、追加工事をしていくということは熟知していなかったのではないか。第 2 号に相当するような理由にはなっていない。理由が極めて曖昧である。</p>	<p>交流スペースは利用も多く、工事期間を短縮したかったことも理由のひとつである。円滑に工事を行い、また機器の設定などもスムーズに行えるよう既存施設を熟知している業者をお願いした。</p>
<p>○事前に業者が利用状況等打合せをすればどこがやっても変わらない。随意契約の根拠が薄弱である。スクリーンを動かしたり、その影響をさらに緩和するような処置をすることはその性質・目的が競争入札に適さないとは言えない。電気関係の業者ならどこでもできるような工事である。</p>	<p>瑕疵担保期間内、機器の保証期間内の工事であり、改修後も責任の所在を明確にするためにこの業者と 1 者随意契約を行った。</p>

<p>なぜその理由を書かないのか。きわめて重要な理由ではないか。書かないということはそれが重要な随意契約の理由ではないという判断をしたからではないか。熟知するといいいながら熟知していないということが出てきている。</p> <p>○きちんとした打合せを前提にすれば容易に分かるような事項であり、原則入札に付すといふことの重さから考えればこの理由は正当な理由にはなり得ない。これからこういうことがないように随意契約ガイドラインの重要性を考えていただきたい。</p>	<p>熟知しているのに変更があるのは業者が熟知していないということだが、建築課が設計しておりその段階で変更の要因が生じており、業者が熟知をしていなかったから変更が出たわけではない。業者は設備について熟知しており、利用が多い合間を縫って短時間で工事をするため、当初の施工業者と随意契約を行った。</p> <p>[随意契約の採用については、経済性よりも優先すべき誰が見ても納得できる客観的な理由が必要であり、引き続き発注者としての説明責任を果たすべく慎重に随意契約を取り扱っていきたい。]</p>
--	--

※ [ ] 書については、後日回答したものです。